四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち登録証明事業実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ　（略）

ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3　（略）

（適合命令）

第三十一条　国土交通大臣は、登録証明事業実施機関が第二十四条第一項の規定に適合しなくなったと認めるときは、当該登録証明事業実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第三十二条　国土交通大臣は、登録証明事業実施機関が第二十六条の規定に違反していると認めるときは、当該登録証明事業実施機関に対し、同条の規定による登録証明事業を行うべきこと又は登録証明事業の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第三十三条　国土交通大臣は、登録証明事業実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録証明事業実施機関が行う登録証明事業の登録を取り消し、又は期間を定めて登録証明事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第二十三条各号（第二号を除く。）に該当するに至ったとき。

二　第二十七条から第二十九条まで、第三十条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第三十条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四　（略）

五　第三十五条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　不正の手段により第二十一条第一項第三号の登録を受けたとき。

第三十四条・第三十五条　（略）

（公示）

第三十六条　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第二十一条第一項第三号の登録をしたとき。

二　第二十五条第一項の規定により登録の更新をしたとき。

三　第二十七条の規定による届出があったとき。ただし、試験委員に関する事項は除く。

四　第二十九条の規定による届出があったとき。

五　第三十三条の規定により登録を取り消し、又は登録証明事業の停止を命じたとき。

第三十七条～第四十一条　（略）

（勧誘時における告知事項）

第四十二条　法第二十二条の二第一項及び第二項の主務省令で定める事項は、不動産特定共同事業契約上の権利義務を他の特例投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨とする。

2　法第二十二条の二第三項の主務省令で定める事項は、事業参加者が不動産特定共同事業契約に基づき行うことができる出資の価額の上限額とする。

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち登録証明事業実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ　（略）

ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調整するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3　（略）

（適合命令）

第十七条の十一　国土交通大臣は、登録証明事業実施機関が第十七条の四第一項の規定に適合しなくなったと認めるときは、当該登録証明事業実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第十七条の十二　国土交通大臣は、登録証明事業実施機関が第十七条の六の規定に違反していると認めるときは、当該登録証明事業実施機関に対し、同条の規定による登録証明事業を行うべきこと又は登録証明事業の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第十七条の十三　国土交通大臣は、登録証明事業実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録証明事業実施機関が行う登録証明事業の登録を取り消し、又は期間を定めて登録証明事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第十七条の三各号（第二号を除く。）に該当するに至ったとき。

二　第十七条の七から第十七条の九まで、第十七条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第十七条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四　（略）

五　第十七条の十五の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　不正の手段により第十七条第一項第三号の登録を受けたとき。

第十七条の十四・第十七条の十五　（略）

（公示）

第十七条の十六　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第十七条第一項第三号の登録をしたとき。

二　第十七条の五第一項の規定により登録の更新をしたとき。

三　第十七条の七の規定による届出があったとき。ただし、試験委員に関する事項は除く。

四　第十七条の九の規定による届出があったとき。

五　第十七条の十三の規定により登録を取り消し、又は登録証明事業の停止を命じたとき。

第十八条～第十九条の四　（略）

（新設）